

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使 )</p> <p>第 92 条 ( 略 )</p> <p>2 参加者は、顧客からの新株予約権の行使の申出を機構に取り次ぐ場合は、機構に対し、その新株予約権の行使により新たに発行される株式の実質株主となるべき者の氏名及び住所を報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該顧客( <u>施行規則第 11 条において準用する施行規則第 10 条第 2 項に規定する場合において、当該顧客から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があったときは、当該他の者</u> ) を実質株主となるべき者として報告しなければならない。</p> <p>3 機構は、第 1 項の規定により新株予約権の行使をする場合は、会社に対し、参加者が自己分として預託することとなるべき株券の株式については当該参加者( <u>施行規則第 11 条において準用する施行規則第 10 条第 1 項に規定する場合において、当該参加者から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があったときは、当該他の者</u> ) を、参加者が顧客預託分として預託することとなるべき株券の株式については前項の規定により参加者から報告を受けた者を、実質株主となるべき者として通知する。</p> <p>4・5 ( 略 )</p>	<p>( 預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使 )</p> <p>第 92 条 ( 略 )</p> <p>2 参加者は、顧客からの新株予約権の行使の申出を機構に取り次ぐ場合は、機構に対し、その新株予約権の行使により新たに発行される株式の実質株主となるべき者の氏名及び住所を報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該顧客( <u>施行規則第 10 条第 2 項に規定する場合において、当該顧客から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があったときは、当該他の者</u> ) を実質株主となるべき者として報告しなければならない。</p> <p>3 機構は、第 1 項の規定により新株予約権の行使をする場合は、会社に対し、参加者が自己分として預託することとなるべき株券の株式については当該参加者( <u>施行規則第 10 条第 1 項に規定する場合において、当該参加者から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があったときは、当該他の者</u> ) を、参加者が顧客預託分として預託することとなるべき株券の株式については前項の規定により参加者から報告を受けた者を、実質株主となるべき者として通知する。</p> <p>4・5 ( 略 )</p>
<p>( 別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使 )</p> <p>第 92 条の 2 <u>機構は、預託新株予約権付社債券について、法第 22 条第 1 項第 2 号による、参加者又は参加者を經由した顧客からの新株予約権の行使の申出を受けた場合は、参加者又は顧客の指図に基づき、当該新株予約権付社債券を混蔵保管から離脱させ、当該参加者又は当該顧客のために、遅滞なく、別途保管する。</u></p> <p>2 機構は、前項の規定により別途保管した新株予</p>	<p>( 新設 )</p>

約権付社債券（以下「別途保管新株予約権付社債券」という。）について、遅滞なく、会社に対し、その新株予約権の行使をする。

3 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定に基づいて新株予約権の行使をする場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「新たに発行される株式」とあるのは「新たに発行される株式又は会社から移転される株式」と、同条第 4 項中「新たに株式が発行された場合」とあるのは「新たに株式が発行された場合又は会社から株式が移転された場合」と読み替えるものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に関し必要な事項は、規則で定める。

（預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う単元未満株式の買取請求）

第 93 条 （略）

2 （略）

3 機構は、会社に第 1 項の規定により請求を取り次いだ後、第 92 条第 4 項において準用する第 40 条第 1 項に規定する会社からの通知を受領した場合は、その旨を参加者に通知し、当該請求に係る参加者口座簿に所要の記載をする。

4・5 （略）

（別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う単元未満株式の買取請求）

第 93 条の 2 機構は、参加者又は顧客が別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に当該新株予約権の行使により生じる単元未満株式の買取請求を行う場合は、これを会社に取り次ぐものとする。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に当該新株予約権の行使により生じる単元未満株式の買取請求を会社に取り次ぐ場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「預託新株予約権付社債券」とあるのは「別

（単元未満株式の買取請求）

第 93 条 （略）

2 （略）

3 機構は、会社に第 1 項の規定により請求を取り次いだ後、前条第 4 項において準用する第 40 条第 1 項に規定する会社からの通知を受領した場合は、その旨を参加者に通知し、当該請求に係る参加者口座簿に所要の記載をする。

4・5 （略）

（新設）

途保管新株予約権付社債券」と、「新たな株式が発行されたとき」とあるのは「新たな株式が発行されたとき又は会社から株式が移転されたとき」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に行う当該新株予約権の行使により生じる单元未満株式の買取請求に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この改正規定は、平成16年8月23日から施行し、同日以降の新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使請求分から適用する。